

議案第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成25年(2013年) 月 日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例

宝塚市立病院条例(昭和59年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1初診料加算の項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、平成26年1月1日以後に受ける診療に係る初診料加算について適用し、同日前に受けた診療に係る初診料加算については、なお従前の例による。

議案第 号

宝塚市立病院条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市立病院条例新旧対照表

(改正案)

別表第1(第4条関係)

| 種別 | 金額 | 備考 |
|-------|------------------|--|
| 初診料加算 | 1回 <u>2,000円</u> | 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。 |
| | | |

(現行)

別表第1(第4条関係)

| 種別 | 金額 | 備考 |
|-------|------------------|--|
| 初診料加算 | 1回 <u>1,000円</u> | 他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合を除く。 |
| | | |

参考資料

1 診療費（初診関連）の比較

(1) 地域の診療所等から紹介の場合

2,700円（初診料）+ 2,500円（診療情報提供料（紹介状作成料））

+ 2,700円（当院での初診料）= 7,900円

の3割負担、2,370円の患者負担である。

(2) 当院へ直接来院の場合

当院での初診料2,700円の3割負担810円と初診料加算の1,050円の

合計1,860円なので、当院へ直接来院の方が、510円負担が少ない。

2 近隣事例

◎近隣の地域医療支援病院の初診料加算の額（税抜き）

三田市民病院 2,000円

伊丹市立病院 1,500円

近畿中央病院 1,500円

箕面市立病院 2,000円

池田市立病院 2,000円

関西労災病院 2,000円

〔参考〕

県立病院 2,600円

兵庫医科大学付属病院 5,000円